

仕様書

1 件名

ペットボトル売払い

2 目的

本仕様書は、生駒市が収集したペットボトルについて、生駒市が買取者に売却し、ボトル to ボトルの水平リサイクルに取り組むことを目的とする。

3 内容

生駒市から買い受けたペットボトルを、買取者の責任において、飲料メーカーと連携し、ペットボトル再生品にリサイクルし、次の方法で「まわり続けるリサイクル」の推進を行う。

- (1) 運搬
- (2) 日本国内でのリサイクル処理
- (3) 日本国内での製造販売
- (4) 残渣・異物処理

4 売却物

売却物は、生駒市で委託した中間処理業者で選別、減容、圧縮、梱包されたペットボトルベール品とする。

5 分別基準

主としてプラスチック製の容器であって、飲料、しょうゆ、その他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器で以下の処理がされているもの

- ・圧縮されていること
- ・原材料として主として他の素材を利用した容器包装が混入していないこと
- ・容器包装以外の物が付着し、又は、混入していないこと
- ・洗浄されていること
- ・ポリエチレンテレフタレート製以外の主としてプラスチック製の容器包装が混入していないこと
- ・ポリエチレンテレフタレート製のふた以外のふたが除去されていること

6 ベール品質基準

(1) ベールの寸法、重量等

ベール寸法（パレット含む荷姿）	ベール重量（パレット含む荷姿）	結束材	10tトラック積載量（パレット除く正味重量）
1,000×1,000×1,000mm	230～300kg	PP又はPETバンド	6,500kg以上

(2) ベールの参考品質基準

項目		参考
ベール状態	① 外観汚れ程度	外観の汚れがないこと
	② ベールの積み付け安定性	荷崩れがないこと
	③ ベールの解体性	解体が容易であること
再商品化に影響を与えるPETボトル類	④ キャップ付きPETボトル	10%以下
	⑤ 容易に分離可能なラベル付きPETボトル	10%以下
	⑥ 中身が残っているPETボトル	1%以下
	⑦ テープや塗料が付着したPETボトル	なし
	⑧ 異物の入ったPETボトル	なし
夾雑異物	⑨ 塩ビボトル	0.5%以下
	⑩ ポリエチレンやポリプロピレンのボトル	0.5%以下
	⑪ 材質識別マークのないボトル	1%以下
	⑫ アルミ缶、スチール缶	なし
	⑬ ガラスびん、陶磁器類	なし
	⑭ 紙製容器類	なし
	⑮ その他夾雑物	なし

7 排出見込み量

排出見込み量は300tとする。ただし、数量に変動があった場合も、売却単価は変更しない。

8 引取重量の決定方法

引き渡しの都度、受注者側で設置している測量機によって売却物件の重量

を計測する。発注者側の測量した重量と異なる場合は、発注者と受注者で協議して最終決定するものとする。

9 引渡場所

中間処理業者内指定場所（生駒市内）

10 引渡方法及び積込方法

引渡方法及び積込方法は次のとおりとする。

- (1) 引渡方法は、置場渡しとする。
- (2) 運搬車両は買取者が調達するものとし、積込作業は中間処理業者職員の立会いのもと、買取者が行うものとする。
- (3) 積込みの際は、中間処理業者の積込車両（フォークリフト）を使用して行うこと。なお、積込みに利用するパレットおよびラップフィルム等は買取者が調達するものとする。
- (4) 買取者は、引取りの都度、運搬車両ごとの積込数量について中間処理業者職員の確認を受けること。
- (5) 運搬車両は、売却物件が積載可能で、上記(3)の積込車両で容易に積込み作業ができる車両とし、計量器で計量可能な車両を使用すること。
- (6) 運搬に当たっては、飛散防止等必要な措置を講じた上、関係法令を遵守すること。また、過積載等の違反行為を行わないこと。
- (7) 停車時にはアイドリングストップを実施するなど、環境に配慮した運転に努めること。

11 引渡日時

- (1) 引渡日は、原則として1週間前までに通知することとし、引渡時間は午前9時から午後3時までとする。
- (2) 買取者は、中間処理業者の運営に支障をきたさないよう、原則として引渡日には必ず引取りを行うこと。ただし、詳細については、中間処理業者職員と調整するとともに、生駒市から引取りの要請を行った場合は、その指示に従うこと。

12 残渣処理

- (1) 再資源化の過程において発生する残渣・異物については、買取者の責任において適正に処理すること。
- (2) 残渣処理に係る費用は、買取者の負担とする。また、その処理にあたっては、関係法令を遵守すること。

1 3 業務の調査等

- (1) 生駒市は、本仕様書に係る事業内容が、法令等の定めに基づき適正に行われているかを確認するため、買取者に対して当該事業の履行状況に係る報告を求めることができるものとする。
- (2) 生駒市は、買取者に対し、処理施設等における売却物の処理状況等を予告なく調査することができるものとする。この場合、買取者はその状況について適切な説明をすること。

1 4 その他の事項

- (1) 買取者の責任に基づく行為により、生駒市及び生駒市以外の第三者に対して損害を与えた場合には、買取者が責任を負い損害を賠償することとする。
- (2) 買取者は、市場価格の変動又は売却物件の品質等を理由に、引取りを拒否し、又は売却単価及び買受金額を減額することはできない。
- (3) その他、この仕様書に定めのない事項については、生駒市と買取者が協議し定めることとする。